

## 第二種奨学生貸与月額変更願(届)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり変更をお願いします。

大学(院) 短期大学 学校	学部 課程	学科(科) 研究科	年次 学年	提出日 学籍番号 生年月日 フリガナ 氏名 (自署)	西暦 年 月 日      
---------------------	----------	--------------	----------	---	----------------------------------

(印)

異動種別(該当を○で囲む)	増額	減額
---------------	----	----

奨学生番号					
8	0	0			

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

## ■ 月額変更

希望する増額・減額始期	西暦 2 0 年 月 から	「希望する増額・減額始期」については、増額の場合は本願(届)を学校へ提出した月の属する年度の4月(当該年度採用者で貸与開始月が5月以降の場合は、貸与開始月)以後で本人が希望する月(※)を記入してください。 ※ 年度内精算が可能な範囲内に限る。	
従前の奨学生月額	0 0 0 0 円	希望する奨学生月額	0 0 0 0 円
変更する理由			

(注)①採用年度及び在学する課程により変更可能な月額が異なるため、裏面「■ 第二種奨学生の変更可能月額一覧表」を参照してください。

②平成19年度以前採用者が平成20年度に新たに設けられた月額に変更を希望する場合は、奨学生番号が新たに付与されるため、新しい奨学生番号用の「個人信用情報の取扱いに関する同意書」をホチキス留めをしてください。

## ■ 利率の算定方法(平成18年度以前採用者のみ選択)

 利率固定方式 利率見直し方式

平成18年度以前採用者で、裏面「■ 第二種奨学生の変更可能月額一覧表」の網掛けの月額に変更を希望する者は、必ず希望する利率の算定方法にチェックしてください。選択した利率の算定方法は、上記「希望する始期」以降の貸与分に適用されます。それぞれの利率の算定方法については裏面「■ 利率の算定方法」を参照願います。なお、平成19年度以降採用者については、選択しても変更にはなりません。

## ■ 保証制度(増額の場合のみ記入)

(注)①現在選択している保証制度にチェックしてください。

- ②人の保証の場合は、連帯保証人の自署と実印での押印が必要です。
- ③機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。
- ④減額の場合は記入不要です。記入がある場合も使用いたしません。

<input type="checkbox"/> 人的保証 (右欄を記入)	私は、奨学生の月額変更に伴い、貸与総額が変更となること(及び奨学生が平成18年度以前採用者で裏面の網掛けの月額に変更する場合は、第二種奨学生に係る利率の算定方法が変更となること)について理解したうえで、上記の者が月額変更することを承諾します。	機関届出の連帯保証人 氏名	印
<input type="checkbox"/> 機関保証	今後貸与を受ける奨学生の保証を、引き続き公益財團法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。		

## ■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学生について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人	住所 (親権者・後見人) 氏名 (自署)	電話番号 (昭和・平成) 生年月日	印
親権者	住所 (親権者) 氏名 (自署)	電話番号 (昭和・平成) 生年月日	印

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。

親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは一人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 年 月 日

学校名  
学校長  
(関係部課長)

職印

電話番号(担当者名)
— —
学校番号 区分

ご記入いただいた諸条件があなたの奨学生に該当する情報は、奨学生貸与審査(災害共済を含む)のために利用されます。  
この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(接受金の収支状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び郵便局等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。  
機関届出者については、機関が所有する個人情報をうち必要な情報が保護規則に提供されます。  
また、行政機関及び公務执行者から奨学生の重複受給の防止等のために該当があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報を提供されます。

(12.4)